

令和5年度事業計画書

第1 事業活動推進上の基本方針

- 1 共益目的「一般社団法人」として運営・管理の適正を期す。
- 2 国民の自主防犯活動を補完する産業として、警備業務の適正化と経営基盤の強化及び警備員の資質の向上を図るための各種施策を推進する。
- 3 人手不足解消のため、関係機関との連携による就職支援対策の推進と広報媒体等を活用した警備業の魅力発信に努める。
- 4 労働関係・社会保険関係・税務関係等に関する情報発信及び周知事業を推進する。
- 5 労働災害の絶無を期すため、セーフティフォーラムの開催、啓発資料の発行等の活動を通じ事故防止意識の醸成を図る。
- 6 地域社会の安心安全を確保するため、関係機関・団体と連携して防犯活動等の社会貢献活動を積極的に推進する。
- 7 大規模自然災害等への対応及び支援施策を推進する。
- 8 協会におけるデジタル化への取り組みを推進し、DX化に向けた意識改革の醸成を図る。

第2 事業内容

1 教育関連事業の推進

(1) 公安委員会からの受託講習の実施（2023年度一般競争入札の受託事業）

千葉県公安委員会との委託契約により、警備員指導教育責任者講習（新規取得講習、追加取得講習、現任講習）並びに機械警備業務管理者講習を実施する。

なお、令和5年度は、追加取得講習（1号～4号）の全てが新規取得講習（1号～4号）と合同（各号1回）実施となる。

講習の種別		実施回数（増減）	人員（増減）
警備員指導教育 責任者	新規取得	5回	200名
	新追合同	4回	120名
	追加取得	0回	0名
	現任	10回	400名
機械警備業務管理者		1回	10名
合計		20回 (+1回)	730名 (+10名)

注：新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、受講人員は、1回当たり40名以下で開催する。

(2) 警備員特別講習事業センター主催の特別講習の開催

警備員特別講習事業センター（国家公安委員会登録講習機関）の計画に基づき、各種別の特別講習を開催し、検定資格者を養成するとともに、指導教育責任者による自社教育の支援及び事前講習の充実を図る。

特別講習の種別		実施回数（増減）	人員（増減）
施設警備業務	1級	1回（±0回）	50名（±0名）
施設警備業務	2級	3回（±0回）	150名（±0名）
交通誘導警備業務	2級	6回（+3回）	300名（+150名）
雑踏警備業務	1級	0回（±0回）	0名（±0名）
雑踏警備業務	2級	1回（±0回）	50名（±0名）
貴重品運搬警備業務	2級	0回（-1回）	0名（-50名）
合計		11回（+2回）	550名（+100名）

注：受講人員は、1回当たりの最大受講可能人員（本講習+再講習＝50名）で計上した。
 熱中症予防のため8月の開催は中止予定。なお、特別講習会場である「ポリテクセンター千葉」が借用不可の場合は、会場変更等を含めて検討する。

(3) 新任教育等警備員教育の実施

警備員新任教育は原則として毎週実施する。また、協会教育センターでの現任教育は、開催計画に基づき実施し、警備業務の適正化及び警備員の知識、技能の向上を図る。また、出張現任教育（1回15名以上の受講者を対象）についても希望に応じて実施する。

種 別	実施回数 (増 減)	(1回当たりの実施時間)
新任教育	原則として毎週	→ 3日間で20時間
現任教育	24回	→ 1日6時間(年度12時間)

注1：協会教育センターで実施する新任・現任教育を計上した（出張現任教育を除く）。

注2：新任教育の人員が少ない場合は中止又は次回に編入とする。

(4) 警備員実践塾の開催

検定取得希望者を対象とした実践塾を開催し、警備員の資質及び合格率の向上を図る。

種 別	実施回数
施設警備業務2級	3回
交通誘導警備業務2級	5回

注1：開催通知は、その都度発出する。

注2：開催人員は、概ね5名以上とする。

(5) 経営者研修会の開催

会員会社の経営者等を対象とした経営者研修会を開催し、適正かつ健全な経営に資するとともに、コンプライアンスに裏打ちされた業界の構築を図る。

研 修 会 名	開 催 場 所	参 加 者
経営者研修会	三井ガーデンホテル千葉	経営者・管理者

(6) 警備員指導教育責任者等研修会の開催

各社の教育の中枢を担う警備員指導教育責任者等に対し、治安情勢、警備業務の適正実施について研修会を開催し、教育指導者としてより一層の能力向上を図る。

研 修 会 名	実 施 回 数	人 員
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者研修会	1回	80名程度

(7) テロ対策等研修会及び価格交渉能力向上セミナーの開催

国際テロ対策等に関する警備員の知識、技能の向上及び営業担当者等の価格交渉に関する知識の習得を図るため、協会から開催日を指定して実施する。

研 修 会 名	実 施 回 数	人 員
テロ対策等研修会	1回	40名程度
価格交渉能力向上セミナー	1回	人員調整可

(8) 教育幹部研修への参加

(一社) 全国警備業協会の主催する教育幹部研修会に参加し、教育体制の充実・強化を図る。

(9) 警備員特別講習講師に対する研修

特別講習講師の講習技術等の研鑽のため、県内外における研修を行う。

(10) 青年部会員に対する研修

青年部会活動の充実強化を図るため、部外講師等による研修会や県外青年部会等との交流を推進する。

(11) 全警協 e ラーニングの周知及び利用促進

全警協との事務委託契約に基づき、eラーニングの利用等について、会員会社への周知及び利用促進を図る。

2 各種社会活動及び人材確保方策の推進

(1) 暴力団等反社会的勢力の排除対策の推進

千警協暴対協議会及び総会を開催し、暴力団等反社会的勢力の排除に向けて、関係機関と連携して諸対策を推進する。

協議会・総会名	開催場所	参加者
千警協暴対協議会総会	三井ガーデンホテル千葉	顧問、役員等

(2) 千葉県及び千葉県警察並びに関係機関・団体と連携した、犯罪抑止活動及び交通事故防止活動を積極的に推進し、県民の安全安心感の醸成に貢献する。

ア 千葉県警察本部指導のもと、ドライブレコーダーを活用した地域安全活動を推進する。

イ 還付金詐欺等の特殊詐欺の未然防止のため、無人及びコンビニエンスストア等のATMにおける高齢者への声掛け又は不審者の通報を積極的に推進する。

ウ 千葉県安全安心まちづくり推進協議会及び千葉県交通安全推進委員会と連携し、犯罪の未然防止活動や交通安全運動に積極的に参画する。

エ 千葉県警察本部から委嘱された「子供見守りサポーター」として、通常業務を通じて、車内放置事故防止活動等の見守り活動を推進する。

オ 警察等が主催する防犯キャンペーンや交通事故防止キャンペーン等に、各支部及び青年部会の積極的な参加を促進する。

(3) 合同防災訓練等への参加

千葉県警察本部長との間で締結した災害時協定（締結：平成9年5月12日）に基づく、支援活動の実効性を高めるため、「千警協災害支援隊」等を警察千葉県等関係機関が開催する総合防災訓練等へ積極的に参加させる。また、関東地区各都県警備業協会の「災害時における交通誘導、警戒業務に関する広域相互支援協定」（締結：平成10年11月5日）にも連携する。

(4) 家畜伝染病発生時における防疫対策業務への支援強化

千葉県との間で締結した「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定」（締結：平成29年6月12日）に基づき、家畜伝染病発生時には千葉県と連携し、情報共有及び防疫対策業務の迅速な支援に努める。

(5) 警備業への就職支援活動の推進

千葉労働局及び各公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就職説明会等の開催による就職支援活動を推進する。

3 デジタル化及び適正業務の定着に向けた各種施策の推進

(1) 協会における会員への情報発信方法として、メール配信への移行を進めるとともに、デジタル臨時行政調査会におけるデジタル規制の見直し方針を踏まえた対応について、（一社）全国警備業協会等との情報共有に努める。

(2) 総務委員会、教育委員会、労務委員会及び災害対策委員会等を通じ、関係課題等の調査研究及び会員への啓発活動を推進する。また、総務委員会に附置した青年部会における調査研究活動の充実を図る。

(3) 経営者研修会等に、千葉県警察本部、関係機関等の有識者を講師として招聘し、経営者教育の充実・強化を図る。

(4) 営業・契約担当者等に対する、単価交渉能力向上セミナーを開催し、適正価格による契約の締結に必要な知識及び技能の習得と適正業務の定着を図る。

(5) 警備業務の適正化を図るための資料の作成及び情報発信に努める。

4 安全衛生・労働災害防止活動の推進

- (1) 労働災害の発生状況等に関する資料の作成、提供に努めるとともに、募集した労働災害防止論文、ポスター、標語等を活用して、労働災害事故の防止意識の高揚と絶無を期す。
- (2) セーフティフォーラムの開催
「警備の日」のメインイベントとして開催するとともに、現場警備員の安全確保及び勤務環境の改善を図り、安全衛生・労働災害防止に向けた機運の醸成を図る。

大会名	開催場所	参加者
セーフティフォーラム2023 in千葉	三井ガーデンホテル千葉	経営者・管理者等

5 広報・啓発活動等の推進

- (1) 機関誌・ホームページ等を活用した広報活動の推進
会報やホームページ、新聞等を活用して、協会や警備業界の活動を積極的に広報し、生活安全産業としての警備業の周知活動を展開する。
- (2) 「きょうかいだより」による情報発信活動の推進
随時に「きょうかいだより」を作成して、会員会社の組織管理等に役立つ各種情報を発信する。
- (3) 「警備の日」の周知活動
11月1日の「警備の日」を業界内外に周知するため、警備業の社会貢献性をアピールできる具体的施策を積極的に推進する。

6 賞揚措置

協会運営に功労のあった役員、各警備会社の優良警備員及び警備員特別講習事業に貢献のあった警備会社・特別講習講師等に対する賞揚を行うとともに、事案処理・事故の未然防止等その功績が顕著で、警備業務の信頼と名誉を高めた警備員に対する賞揚を積極的に行う。

7 災害備蓄品の整備

大規模災害の発生に備え、被災地の警備会社や警備員への支援、派遣される災害支援隊員の補給物資として、必要最低限の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄を計画的に推進する。

8 斡旋物資の販売

警備業務に関連する書籍、視聴覚教材、有資格者及び検定合格者バッジ等の斡旋、販売を行う。

9 警備業者賠償責任保険団体制度の周知

全警協における警備業者賠償責任保険の団体制度の導入に伴う、会員会社への周知及び加入促進を図る。

10 新規会員加入促進活動の推進

改正警備業法の定着による適正業務の推進、交通誘導警備業務・雑踏警備業務等の配置基準を遵守し、また、警備員の資質向上等、県内警備業の健全な発展を図るため、機会あるごとに未加入会社に対する協会加入への促進活動を推進する。